

通知預金

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 通知預金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 期間の定めはありません。 ただし預入日から7日間の据置期間が必要です。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 10,000 円以上 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として解約日まで適用します。 ・ 解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1,000 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
手 数 料	_____
付 加 で き る 特 約 事 項	・ 個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・ 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は ホームページ でご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別表（※）のとおり受付けております。 ※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>